

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 1 4 9
- 2 案件名 ネットワーク機器等に係る停電対応
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～
令和3年（2021年）12月5日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

本業務の対象となるサーバ機器等は、市のネットワークを利用するために必須の機器であり、常に安定した運用が必要となります。

上記業者は、本市の既存の機器や、本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通しており、各システムの安定運用の維持や、万が一の障害発生時においても迅速な対応が可能であることから、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 9 1
- 2 案件名 出先拠点ルータ機器の保守延長業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～
令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

本保守業務の対象となるルータは、各出先部署が市のネットワークに接続するために必要な機器であり、常に安定した運用が必要となります。

上記契約相手方は当該機器の導入事業者であり、かつ、保守業務も行っているため、当該機器の仕様・動作環境等に精通しており、常に安定かつ迅速な保守業務が期待できます。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 7 3
- 2 案件名 宝塚市共通基盤システムの賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年） 3月31日
（履行期間） 令和4年（2022年） 1月 1日 ～
令和4年（2022年） 3月31日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町126番地
社名：NECキャピタルソリューション株式会社
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

（指定理由）
本案件については、平成29年1月1日から上記契約相手方と60ヶ月のリース契約を締結し、令和3年12月31日をもってその期間が満了します。令和5年度中にシステム更新を予定していることから、延長して現行システムを使用する必要があるため、上記相手方を指定した契約が必要です。
以上のことから、上記契約相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。
7. 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：2514

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 5 1
- 2 案件名 サーバ統合化基盤更新（一次稼働分）に係る資産管理システム等移行業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所 神戸市中央区東町126番地
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当

（指定理由）
資産管理システム等はサーバ統合化基盤に搭載されており、当該サーバ統合化基盤は本年度中に機器更新するため、当該資産管理システム等を新しいサーバ統合化基盤システムに移行する作業が発生します。
該当の作業については当該資産管理システム等の構築事業者である日本電気株式会社しか実施できません。
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先
課名：情報政策課 内線：2559

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K12-8
- 2 案件名 サーバ統合化基盤（一次分）機器更新に係る対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手 住所：福岡市博多区博多駅前二丁目19番24号 大博センタービル
社名：株式会社 シンク
- 6 指定理由 (根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)
当市の徴収業務において、滞納整理システムは法令に沿った業務の遂行及び交渉記録の管理等を行うために必要不可欠なシステムです。
本システムは、株式会社シンクが開発元であり、当市の仕様にカスタマイズされていることから、サーバのバックアップや動作検証などの作業は、同社以外できないものです。
よって、上記の契約相手を指定し契約を行うこととします。
- 7 問い合わせ先
部課名：企画経営部市税収納室市税収納課 内線：2448

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝窓委－17
- 2 案件名 宝塚市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～ 令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
社名：キャリアリンク株式会社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 該当

(指定理由)
当該宝塚市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託については、令和3年（2021年）9月16日から10月8日まで、公募型プロポーザル形式を実施し、「宝塚市マイナンバーカード出張申請サポート業務委託プロポーザル審査会」において審査を行いました。その結果、キャリアリンク株式会社が優先交渉権者として選定されたため、特名随意契約を行います。
- 7 問い合わせ先
課名： 窓口サービス課 内線：2680

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R3宝窓委－18
- 2 案件名 申請書作成支援システム構築保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市役所 窓口サービス課
- 4 契約期間 契約の日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区東町126番地
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当

(指定理由)
本システムは、WEB サイト上で必要情報を入力し、発行された二次元バーコードスキャナで読み込んで、申請書を作成する仕組みである。WEB サーバ上で個人情報を保管しない上、データの読取制限機能を持った二次元バーコードを使った、セキュリティ面が強化されたシステムは本システムのみであり、本市の求める仕様に合致していることから、契約相手方とする。
- 7 問合わせ先
課名：窓口サービス課 内線：2680

特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 宝塚市国民健康保険診療所 X線管球交換

3 案件場所 宝塚市大原野字南穴虫1-85 宝塚市国民健康保険診療所

4 納入期限 令和4年(2022年)3月31日

5 契約相手方

住所：神戸市中央区江戸町93 栄光ビル5F

社名：島津メディカルシステムズ株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

現在使用しているX線一般撮影装置「UD150L-40E」は島津製作所製である。

今回の案件は上記製品の部品交換であり、機器の特殊性から今の保守業者である島津メディカルシステムズ株式会社以外に依頼すると責任体制が不明確になることから、同社と特名随意契約を行うものである。

7. 問い合わせ先

課名：国民健康保険課

内線：2664

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K F 3 - 2 3
- 2 案件名 凍結防止剤散布業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 契約日 ~ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方 住所： 兵庫県宝塚市安倉北1-5-24
社名： 大一建設(株)

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書き 号該当

(指定理由) 本業務委託は、基準値以下の気温となることが予想される場合に、指定路線について凍結防止剤を機械散布する業務委託である。本業務委託の発注にあたり、複数の入札参加申請者があったにも関わらず、応札者が1者のため不調となってしまった。再度、制限付き一般競争入札で発注した場合、例年の散布開始時期である12月上旬までに契約を締結することが困難であり、散布できない場合には市民生活に多大なる影響を及ぼすことが懸念されるため、唯一の応札者である上記相手方と特名随意契約を締結するものである。

- 7 問合わせ先 課名： 道路管理課 内線： 2263

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子政委－1
- 2 案件名 宝塚市子ども家庭総合支援拠点システム構築業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～ 令和4年（2022年）9月30日
- 5 契約相手方
住所：岡山県岡山市南区豊成二丁目7番16号
社名：株式会社両備システムズ

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該システム調達については、令和3年（2021年）6月23日から8月25日まで、公募型プロポーザル形式を実施し、「宝塚市子ども家庭総合支援拠点新システム構築業務プロポーザル審査会」において審査を行いました。その結果、募集要項の内容を満たす十分な提案があり、株式会社両備システムズが優先交渉権者として認められました。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、特名随意契約を行うものです。

7. 問い合わせ先

課名： 子ども政策課

内線： 2631

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2—5 3—2
- 2 案件名 ごみ焼却施設排ガス分析計賃貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和 9 年（2027 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方
住所：大阪市淀川区宮原三丁目 3 番 3 1 号
社名：三菱 H C キャピタル株式会社

6 指定理由
（根拠）

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 8 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項ただし書該当

（指定理由）

本案件については、令和 3 年 9 月 14 日付で入札執行予定のところ、公募に応じた 2 者中 1 者応札だったため、入札不調となりましたが、製作期間を必要とするため、契約期間内に対象物の納入を完了するには、再度の入札を執行する時間的余裕がないことから、唯一応札があった上記業者と随意契約を行います。

7. 問合わせ先

課名：

管理課

内線：8288